

輸入申告税（Import Declaration Fee）の免除対象品目

（出所：諸費用・諸税法 第2表パートA）

以下の商品は、税関を通過する前に輸入または購入する場合、輸入申告料が免除される。

1. 免税店向けの商品
2. 承認された輸出加工区や経済特区の企業向けの商品。
3. 承認された企業が保税下で製造することを目的とした商品。
4. 携行している、または携行していない中古の個人的な持ち物。
5. 政府が輸入した弾薬、武器、道具。
6. 自動車を含む家財道具および身の回り品。ただし、当該自動車が2004年東アフリカ共同体関税管理法第5表に基づく関税免除の対象である場合に限る。
7. 郵送された小包（貿易用に輸入された商品を除く）。
8. 大使館および国連代表部への贈答品・物資の提供
9. 援助金を受けたプロジェクトのための商品。
10. ケニア中央銀行または金融機関が輸入した紙幣および硬貨、郵便切手、収入

印紙。

11.政府が輸入する爆発物。

12.外国政府や国際機関が慈善団体や財団に贈るもの。

13.航空機（重量が 2,000kg を超えない航空機、および HS コード 8802.11.00
および 8802.12.00 のヘリコプターを除く）。

14.航空会社が運航する航空機内で使用する航空機用ケータリングストア。

15.紙幣、コイン、トラベラーズチェック、金塊など。

16.鉄道機関車、貨車および鉄道コンテナ。

17.重量 250 トン以上の船舶。

18.東アフリカ共同体の加盟国からの商品で、東アフリカ共同体の原産地規則を
満たすもの。

19.標準軌鉄道の運行を支援するための大量貯蔵施設の建設のために輸入また
は購入された物品で、最低 10 万トンの物資を貯蔵する能力を持つもの。

20.ケニア国防軍および国家警察が公式に使用する機器、機械、自動車。

21.公共の利益または投資促進のために政府が免除を決定するその他の物品で、
価値が 50 億ケニア・シリング（Ksh）以上のもの。

22.国際又は地域機関が二国間ないし多国間協定のために公的に使用するた
めに輸入する財

23.航空機、宇宙船や部品など HS コード 88 の財

24.LPG ガス